

建設産業における社会保険加入の徹底について

1.開始時期

平成 24 年 11 月 1 日以降に契約した建設工事
(3,000 万円以下の工事は推奨事項)

2.本格開始

平成 28 年度まで目標

平成 29 年度から社会保険未加入の業者は下請業者として選定できなくなります

3.社会保険の加入義務者

法人…例外なくすべて

個人…従業員 5 人以上

4.元請け業者の指導

①施工体制台帳・作業員名簿で確認

施工体制台帳…会社の社会保険番号記入

作業員名簿 …個人の社会保険番号記入

②会社…社会保険の領収書を添付してもらい確認

個人…新規入場者教育で確認

未加入業者にたいしては早急に加入するように指導する